

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 第6期川崎市・各区地域福祉計画（素案）について

資料1 第6期川崎市・各区地域福祉計画（素案）の概要

資料2 パブリックコメント案内文

資料3 区民説明会案内文

資料4 第6期川崎市地域福祉計画（素案）本編

資料5 第6期川崎区地域福祉計画（素案）本編

資料6 第6期幸区地域福祉計画（素案）本編

資料7 第6期中原区地域福祉計画（素案）本編

資料8 第6期高津区地域福祉計画（素案）本編

資料9 第6期宮前区地域福祉計画（素案）本編

資料10 第6期多摩区地域福祉計画（素案）本編

資料11 第6期麻生区地域福祉計画（素案）本編

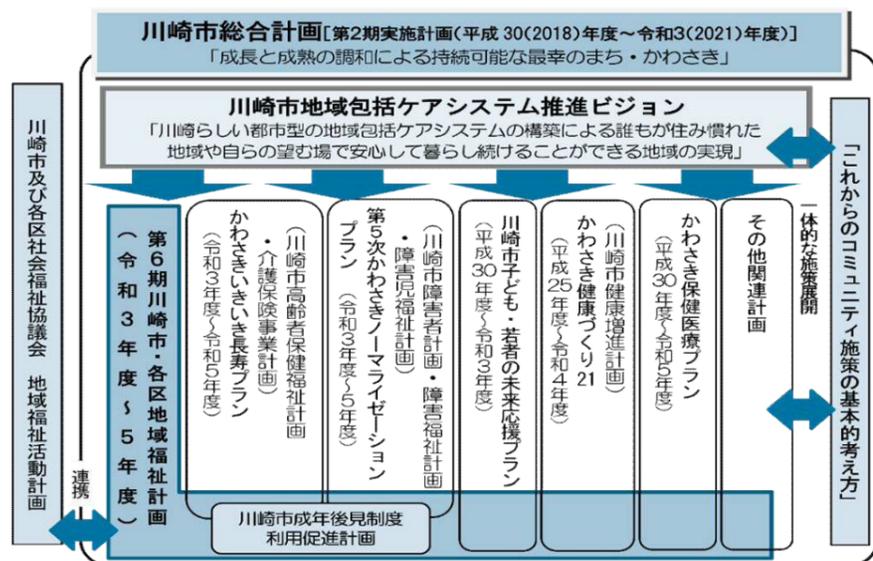
令和2年11月18日

健康福祉局

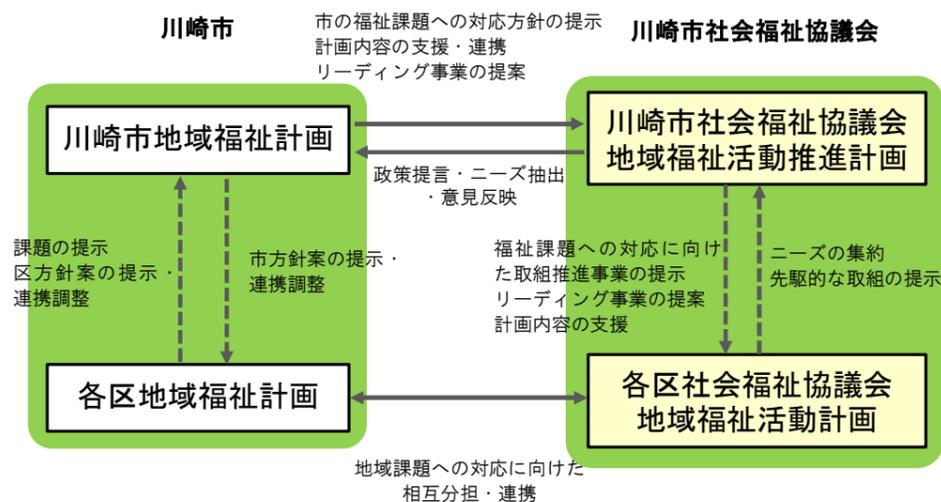
第1章・第2章 計画の趣旨と位置付け・地域福祉を取り巻く状況

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、以下の事項を定める計画である。
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 今回、**令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間**の第6期計画を策定し、**市計画と区計画を策定**する。
- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との関係では、**福祉に関する上位計画**としての位置づけに鑑み、推進ビジョンとの関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、地域福祉計画を策定する。 ※図1参照
- 川崎市社会福祉協議会**においても、市民の活動・行動のあり方を定める計画として、「**地域福祉活動推進計画**」を今年度策定するため、連携の強化を図る。 ※図2参照
- 成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「**川崎市成年後見制度利用促進計画**」を本計画に位置付ける。

※図1
「第6期川崎市地域福祉計画の位置付け」



※図2
「地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性」



地域福祉に関する意識と実態 (令和元年度地域福祉実態調査より)

- 地域住民の意識として、近所付き合いは挨拶程度が約半数であるが、いざという時のために交流が必要と考える人は半分以上。また、日ごろからの交流は面倒という方が3割程度で増加傾向にあり **地域活動への参加を促す取組が必要**
- 地域活動やボランティア活動への参加について、きっかけがつかめない、身近に仲間がいない、人と接するのが苦手などの回答も多く、**働きかけ方や活動の仕方で改善される可能性もある**
- 心配ごとを解決するために必要なこととしては、利用するサービスの利用手続きが簡便で、サービス種別も豊富で、低額なこと、情報が取りやすく、相談できる先があることなどが挙げられている。大きくは **住民本位の福祉サービス提供に向けた取組をさらに進めていくことが重要**
- 行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が望まれており、**隙間ない、包括的な相談支援のネットワークづくりが必要**
- 地域福祉の推進を基本としながらも、**災害、孤立死、成年後見制度の利用促進など、個別のテーマに特化した対策を進めることが求められている**

本市における地域福祉を取り巻く動向や関連する取組

(1) 地域共生社会の実現に向けた動向等

- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされている。
- 社会福祉法改正の中で、地域共生社会の実現に向けて、まちづくりや地方創生などの取組との連携が打ち出され、包括的な支援体制の整備が求められている。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の新たな課題は動向を見極めながら適切に対応する。

(2) 川崎市再犯防止推進計画

- 犯罪をした人等に限らず、全ての市民が孤立することなく、ともに生き、支え合う社会の実現を図るため、令和2年2月に同計画を策定

(3) 災害福祉に関する取組

- 東日本大震災、熊本地震及び本市が被災地となった令和元年度東日本台風の経験を踏まえ、避難期間の長期化による生活機能の低下、要介護度の重度化等を防ぐ、災害福祉の取組を推進していく。

(4) かわさきパラムーブメント

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、多様性(ダイバーシティ)と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の象徴としてのパラリンピックに重点を置いた取組を計画的に推進していく。

(5) コミュニティ施策

- 平成31年3月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、市民創発のまちづくりを掲げており、コミュニティ施策との連携を図っていく。

(6) SDGs(持続可能な開発目標)の取組

- 平成31年2月に「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定し、令和元年7月には「SDGs未来都市」に選定された。SDGsの達成に向けて、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーと連携・協働した取組を推進していく。

第3章・第4章 今後の取組の方向性と具体的な取組

基本理念 市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり ～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

(1) 第6期に向けた取組の方向性

- 第5期計画の基本目標ごとの課題を次のとおり整理し、第6期計画へつなげる。

第5期計画における課題	第6期計画における取組の考え方
【基本目標1】 住民が主役の地域づくり <ul style="list-style-type: none"> 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるような地域ぐるみで働きかけをすること 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること 	住民が相互に理解し、主体的に地域福祉活動へ参加していくことで、人と人とのつながりを持ち、支え合うことができる仕組みづくりを、多様な主体と連携を図りながら推進する。
【基本目標2】 住民本位の福祉サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること 	困ったときに声をあげられ、周囲に相談できる環境づくりや、何らかのケアが必要となった際に、保健福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる環境づくりを推進する。高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスの着実な提供をめざすとともに、包括的な相談体制づくりを推進する。また、「川崎市成年後見制度利用促進計画」を策定し、第6期計画に位置付ける。
【基本目標3】 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること 要援護者の日常の見守りの取組を進めること 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを進めること 	日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図りながら、広くこれまでの地域福祉を推進していくとともに、災害時の福祉支援、生活困窮者等への自立支援など、今日的な課題に対応していくための取組を進め、地域の安全・安心の確保を図る。
【基本目標4】 連携のとれた施策・活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携を進めること 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること 	専門多職種の更なる連携の充実を図るとともに、住民主体の取組を推進するため、行政や社会福祉協議会が地域の課題解決に向けた支援を行い、多様な主体が協働・連携し地域の課題に対するきめ細かい対応が図られる環境づくりを推進する。

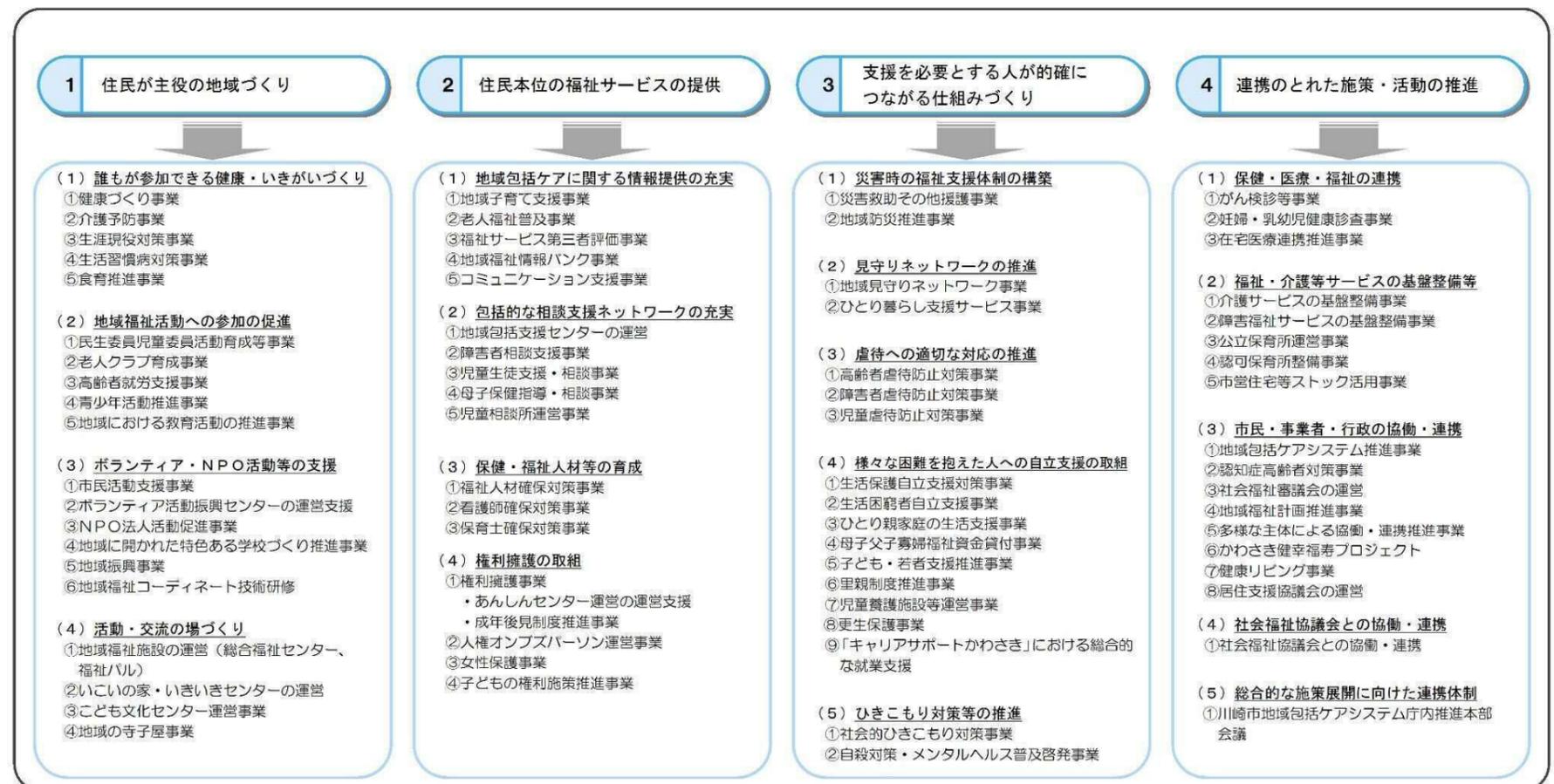
(2) 第6期計画の基本理念、基本目標

- 第6期計画では、地域福祉実態調査の結果や第5期計画における課題等を踏まえ、基本理念、基本目標を継続し、地域福祉の向上を推進する。

(3) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

- これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有する。なお、この圏域は介護保険制度上の日常生活圏域として位置づける。
- 今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となることから、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開を目指して、圏域の設定のあり方を検討する。
- 第6期計画では、各区計画に「地域ケア圏域」ごとに地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進する。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図



第5章 各区計画の概要(各区地域福祉計画の体系と具体的な取組)

基本理念	基本目標	基本方針	主な事務事業等
「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり～川崎市らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」	1 住民が主役の地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがづくり 2 地域福祉活動への参加の促進 3 ボランティア・NPO活動等の支援 4 活動・交流の場づくり	・健康づくり事業 ・民生委員児童委員活動育成等事業 ・市民活動支援事業 ・地域福祉施設の運営（総合福祉センター等）
	2 住民本位の福祉サービスの提供	1 地域包括ケアに関する情報提供の充実 2 包括的な相談支援ネットワークの充実 3 保健・福祉人材等の育成 4 権利擁護の取組	・地域福祉情報バンク事業 ・地域包括支援センター運営 ・福祉人材確保対策事業 ・権利擁護事業
	3 つながる仕組みづくり	1 災害時の避難支援体制づくりの推進 2 見守りネットワークの推進 3 虐待への適切な対応の推進 4 様々な困難を抱える人への自立支援の取組 5 ひきこもり対策等の推進	・地域防災推進事業 ・地域見守りネットワーク事業 ・児童虐待防止対策事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・社会的ひきこもり対策事業
	4 連携のとれた施策・活動の推進	1 保健・医療・福祉の連携 2 福祉・介護等サービスの基盤整備等 3 市民・事業者・行政の協働・連携 4 社会福祉協議会との協働・連携 5 総合的な施策展開に向けた連携体制	・在宅医療連携推進事業 ・介護サービスの基盤整備事業 ・地域包括ケアシステム推進事業 ・社会福祉協議会との協働・連携 ・川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

基本理念	基本目標	基本方針（※下線は右の取組例に関連する項目）	重点項目の取組例
「区民がともに支え合い安心して暮らせるまち高津の実現～高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして～」	1 区民が主役の福祉の地域づくり	1 <u>健康づくり・いきがづくりの推進</u> 2 <u>活動・交流の場づくりや機会づくり</u> 3 地域活動への参加の促進 4 地域福祉活動の活性化 5 区民同士が緩やかにつながる地域の居場所づくりの推進	・若年世代からの健康づくりの推進 ・介護予防活動の推進 ・子育て支援講座の開催 ・障害者の社会参加に関する学習機会の取組 ・地域マネジメントの推進
	2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供	1 <u>情報提供の充実</u> 2 相談支援体制の充実 3 地域の担い手の養成 4 生活困窮者への支援の推進	・子育て情報ガイドによる情報発信 ・地域包括ケアシステム構築に向けた情報発信 ・地域コミュニティ活性化のための情報発信 ・区民ニーズに合わせた各種生活情報の提供
	3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり	1 地域の見守り、支え合いの推進 2 安心して暮らすための支援 3 虐待への適切な対応の推進 4 災害時の支援体制の充実	
	4 多様な主体の連携・協働による施策・活動の推進	1 保健・医療・福祉の連携 2 区民・事業者・行政の連携・協働 3 社会福祉協議会との連携・協働	

基本理念	基本目標	基本方針（※下線は右の取組例に関連する項目）	重点項目の取組例
「つながりを育て安心して暮らせるまちかわさき区」	1 つながりをみんなで育てる地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがづくり 2 <u>地域活動への支援・参加の促進</u> 3 地域活動・交流の場づくり	・地域の縁側活動推進事業 ・健康づくりボランティアとの連携 ・子育てサロン・子育てグループ活動への支援 ・自主防災組織による防災訓練・避難所運営会議の推進 ・地域包括ケアシステムの普及啓発
	2 安心して暮らせる地域づくり	1 <u>情報提供の充実</u> 2 相談・支援の充実 3 保健・福祉人材の育成	・地域の保健福祉等に関する情報発信 ・川崎市こども情報発信事業 ・外国人に向けた情報発信の充実
	3 見守り・支え合いのネットワークづくり	1 支援につながる仕組みづくり 2 <u>区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり</u>	・地域見守りネットワーク事業 ・こども見守り活動 ・地域マネジメントの推進 ・いきいきかわさき区提案事業
「夢が広がり、想いがつながり、心が届くまちさいわい」	1 一人一人に【ひろがる】地域包括ケアへの理解と参加の広がりによる区民主役の地域づくり	1 <u>わがまちや地域包括ケアのことを知る</u> 2 生涯を通じた健康づくりを進める 3 地域活動の担い手を広げる	・地区カルテの作成、共有 ・保健福祉情報さいわいの発行 ・こども情報ネットさいわいの発行
	2 地域で【つながる】人と地域のつながりが活発で、見守り、支え合うことのできる地域づくり	1 多様な地域活動からつながる 2 <u>多様なつながりから、新たな地域活動を育む</u> 3 <u>多様な人がともに住むことへの理解を深め、互いに見守り・支え合う</u>	・ソーシャルデザインセンター（SDC）の運営支援 ・提案型協働推進事業 ・公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び） ・ご近所支え愛事業
	3 必要な時に【とどく】総合的な体制に必要な相談・支援が届く仕組みづくり	1 支援が必要な方に、専門性の高い情報を的確に届ける 2 包括的な相談支援機能を充実する 3 <u>防犯・防災のまちづくりをすすめる</u>	・ぼうさい出前講座 ・幸区災害対策協議会での情報共有 ・避難所開設・運営訓練の実施
	4 【すすめる】地域福祉を進める基盤体制の確立とネットワークづくり		・幸区地域包括ケアシステム推進本部会議、プロジェクト会議
「福祉のこころ、人と人との橋わたして、支え合える地域づくり」	1 区民が主役の地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがづくり 2 <u>ボランティア・地域活動支援</u> 3 活動・交流の場づくり 4 地域で活躍する担い手づくり 5 地域の見守り・支え合いの推進 6 地域課題の解決に向けた支援の充実	・中原区総合子どもネットワーク事業 ・健康づくり・介護予防グループ支援 ・老人クラブ育成事業 ・中原区子育て支援者の養成 ・健康づくりや介護予防に係るボランティアの支援 ・認知症サポーターの養成
	2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり	1 情報提供の充実 2 <u>包括的な相談・支援機能の充実</u>	・中原区子育て情報の発信 ・保育所入所相談の充実 ・成年後見制度への対応の充実
	3 多様な主体が連携した施策・活動の推進	1 保健・医療・福祉の連携 2 市民・事業者・行政の連携・協働 3 中原区社会福祉協議会との連携・協働	
	4 地域参加の仕組みづくり	1 <u>地域マネジメントと地域コミュニティの推進</u>	・地域包括ケア推進のための地域マネジメントの推進 ・地域コミュニティの推進

基本理念	基本目標	基本方針（※下線は右の取組例に関連する項目）	重点項目の取組例
「みんなでつくるご近助のわ～ゆるやかにつながり安心して暮らせる地域づくり～」	1 ご近助で「ささえあう」地域づくり	1 誰もが参加できる健康・いきがづくり 2 様々な団体や区民が地域で活動し、支え合う地域づくり 3 安心して参加できる活動・交流の場づくり 4 <u>ご近助で支え合う地域づくり</u>	・ご近助で支え合う地域づくりの推進
	2 支援に「つながる」きっかけづくり	1 <u>理解と共感を広げる情報発信の充実</u> 2 相談を通じた不安・困りごとの軽減 3 支援につながる人材・ネットワークづくり 4 支援が必要な人への見守り、支え合いの推進 5 虐待への適切な対応	・地域包括ケアシステムに関する広報・普及啓発の充実 ・子育てガイド等による子育て情報の発信 ・高齢者支援等に関する普及啓発
	3 区民・事業者・行政等が「一体となる」ネットワークづくり	1 保健・福祉分野での協働・連携の推進 2 <u>区民・事業者・行政などの連携による地域福祉の向上</u>	・多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの推進 ・地域包括支援センターとの連携による地域づくり ・民生委員児童委員・保護司会等の活動支援
「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」	1 区民一人ひとりが参加する地域づくり	1 <u>情報提供の拡充</u> 地域で活躍する人材の育成 地域活動への支援	・子ども・子育て、障害、高齢者等の福祉情報の発信 ・具体的な地域活動情報の発信 ・様々な媒体、機会を利用した情報発信
	2 多世代交流でつながる地域づくり	2 身近な地域での交流の促進 <u>地域の支え合い活動の推進</u>	・緩やかなつながりづくりの推進 ・地域特性にあわせた、身近な地域での支え合い活動の推進
	3 見守り・支え合いのネットワークづくり	3 支援につながる仕組みづくり <u>区民・団体・民間・行政の連携</u>	・制度、分野の枠にとらわれない連携体制の充実
「みんなで支え合う福祉のまち麻生区～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～」	1 区民が主役の地域づくり	1 <u>地域活動を担う人材の発掘と育成</u> 2 区民が主役の地域活動の推進 3 健康づくり・介護予防の推進	・地域活動に関わる人材の発掘と育成 ・地域人材コーディネーター機能の充実 ・地域活動参加につなげる「ちいさのちからシート」の活用
	2 区民本位の福祉サービスの提供	1 <u>保健・福祉情報の発信と充実</u> 2 窓口における相談体制の充実 3 専門分野の相談支援体制の充実	・さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信
	3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり	1 <u>保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応</u> 2 応 3 <u>要支援者等へのサポートの充実</u> 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化	・あさおオレンジプロジェクト ・あさお SOS ネットワーク事業 ・麻生区高齢者見守りネットワーク事業

第 6 期川崎市地域福祉計画（素案）及び各区地域福祉計画（素案）について 意見を募集します

川崎市では、第 5 期川崎市地域福祉計画及び各区地域福祉計画を改定し、3 か年計画として第 6 期川崎市地域福祉計画及び各区地域福祉計画を策定することといたしましたので、第 6 期川崎市地域福祉計画（素案）及び各区地域福祉計画（素案）について、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

- 令和 2 年 1 2 月 1 日（火） から 令和 3 年 2 月 5 日（金）まで
※ 郵送の場合は、当日消印有効です。
※ 持参の場合は、2 月 5 日（金）の 1 7 時 0 0 分までとします。

2 資料の閲覧場所

- 川崎市役所第 3 庁舎 2 階（情報プラザ）
各区役所（市政資料コーナー）、大師支所、田島支所
※ 川崎市ホームページ「意見募集」でも内容を閲覧できます。

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による受付はお受けできませんので御了承ください。）。

（1）郵 送

- 〒 2 1 0 - 8 5 7 7 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 ※郵送先住所と持参先住所は異なります。

（2）F A X

F A X 番号：0 4 4 - 2 0 0 - 3 9 2 6

（3）電子メール（専用フォーム）

- 川崎市ホームページ「意見募集」から、専用フォームを御利用ください。
送信先：40keasui@city.kawasaki.jp

（4）持 参

- 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地 ソリッドスクエア西館 1 0 階
（各区役所の地域ケア推進課及び地区健康福祉ステーションでも受付いたします。）
※ 口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する市の考え方を取りまとめて、市のホームページ等で公表いたします。（御意見に対して個別回答は行いませんので御了承ください。）



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

地域福祉・高齢・障害計画 区民説明会を開催します

資料 3



川崎市では、高齢者、障害者、子どもなど、すべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

今回、地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、令和3年度以降の各福祉分野に関する個別計画を策定することとしておりますので、その計画（案）について説明会を開催いたします。

なお、区地域福祉計画の内容は区ごとに異なりますので、お住まいの区の説明会に参加してください（区地域福祉計画以外の内容はどの会場でもすべて同じです）。



今回説明する
分野別計画（案）

- **第6期川崎市地域福祉計画・区地域福祉計画**
- **第8期かわさきいきいき長寿プラン**
(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
- **第5次かわさきノーマライゼーションプラン**
(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)



区名	日程	時間	場所
川崎区	令和3年1月29日（金）	14時～15時半	川崎区役所 7階会議室
幸区	令和3年1月27日（水）	14時～15時半	幸区役所 4階会議室
中原区	令和3年1月28日（木）	18時半～20時	中原区役所 5階会議室
高津区	令和3年1月21日（木）	14時～15時半	高津区役所 5階第1会議室
宮前区	令和3年1月22日（金）	14時～15時半	宮前区役所 4階大会議室
多摩区	令和3年1月23日（土）	14時～15時半	多摩区役所 11階会議室
麻生区	令和3年1月18日（月）	14時～15時半	麻生区役所 4階第1会議室

※開場時間は、開始時間の30分前頃を予定しています。

● 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点等を鑑み、各会場とも定員は50名とし、事前の申し込みが必要です。なお、当日はマスクを着用の上、御来場ください。（発熱や咳がある場合など、体調が優れない場合には、来場をお控えください。）

● 申し込みは、**12月15日（火）9時から12月25日（金）17時まで**に、裏面の「申込用紙」に必要事項を記入し、FAX、メール、電話にて、希望する会場の区役所（地域ケア推進課）へお申し込みください。なお、手話通訳・要約筆記が必要な場合は、必ずこの申込用紙の所定の欄に○をつけてください。記載がない場合、当日お申し出いただいても対応できかねますので、あらかじめ御了承ください。

※数に限りがありますが、会場に点字版資料を用意しています。

● 申し込みは先着順となりますので、定員に達し次第、締め切らせていただきます。

● 1月12日（火）から市ホームページに説明会用資料と説明用音声データを掲載しますので、感染拡大防止の観点から、市ホームページでの視聴に御協力をお願いします。

パブリックコメントも実施しています



募集期間 令和2年12月1日(火)～令和3年2月5日(金)

閲覧場所 市ホームページ、市役所第3庁舎2階(情報プラザ)、各区役所・支所・出張所、各市民館・図書館

意見の提出方法

- メール：市ホームページの専用フォームから送信してください。
- 郵送：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 下記の各担当課宛て(締め切り日の消印まで有効)
- FAX・持参：下記の各担当課宛て(持参は開庁時間内のみ受付)

【パブリックコメントの担当課一覧】

①第6期川崎市地域福祉計画・区地域福祉計画

健康福祉局 地域包括ケア推進室 (TEL 200-2626 FAX 200-3926)

②第8期かわさきいきいき長寿プラン

健康福祉局 高齢者事業推進課 (TEL 200-2666 FAX 200-3926)

③第5次かわさきノーマライゼーションプラン

健康福祉局 障害計画課 (TEL 200-2654 FAX 200-3932)

※持参の場合、①②③の担当課の所在地は、幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階です。

※各区役所(計画①は地域ケア推進課、②③は高齢・障害課)でも、資料の閲覧や意見書(持参)を受付します。

令和2年度 地域福祉・高齢・障害計画 区民説明会 申込用紙

●次の事項を記入してください。

(ふりがな) 氏名	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
希望する会場 (○をつけてください)	川崎区(1/29) 幸区(1/27) 中原区(1/28) 高津区(1/21) 宮前区(1/22) 多摩区(1/23) 麻生区(1/18)	
手話通訳・要約筆記	手話通訳 (必要 ・ 不要)	要約筆記 (必要 ・ 不要)

※手話通訳・要約筆記が必要な方は、必ず所定の欄に○を記入してください。

この申込用紙にて「必要」との記載がない場合、当日お申し出いただいても対応できかねますので、御了承ください。

- 受付期間：12月15日(火)9時から12月25日(金)17時まで(必着)
- 申込方法：この申込用紙を、FAX又はメールにて、下記の担当課(希望する会場の区役所)までお送りください。また、申込用紙の送付が難しい場合は、各区役所にて電話でも受付しています。
- 申込先、問い合わせ先(※希望する会場の区役所へお申し込みください。)

区名	連絡先	FAX番号	電話番号	メールアドレス
川崎区	川崎区役所地域ケア推進課	201-3293	201-3210	61keasui@city.kawasaki.jp
幸区	幸区役所地域ケア推進課	556-6659	556-6730	63keasui@city.kawasaki.jp
中原区	中原区役所地域ケア推進課	744-3196	744-3239	65keasui@city.kawasaki.jp
高津区	高津区役所地域ケア推進課	861-3307	861-3313	67keasui@city.kawasaki.jp
宮前区	宮前区役所地域ケア推進課	856-3237	856-3300	69keasui@city.kawasaki.jp
多摩区	多摩区役所地域ケア推進課	935-3276	935-3241	71keasui@city.kawasaki.jp
麻生区	麻生区役所地域ケア推進課	965-5169	965-5303	73keasui@city.kawasaki.jp
	健康福祉局地域包括ケア推進室	200-3926	200-2626	40keasui@city.kawasaki.jp